平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程

平成２８年４月１１日低炭社協第 2804111 号
改正　平成２９年１０月１３日低炭社協第 2910131 号
一般社団法人低炭素社会創出促進協会制定

（通則）

第１条　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省CO2促進モデル事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省CO2促進モデル事業）交付要綱（平成２８年４月１日付け環地温発第１６０４０１２２号。以下「交付要綱」という。）及び賃貸住宅における省CO2促進モデル事業実施要領（平成２８年４月１日付け環地温発第１６０４０１８号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人低炭素社会創出促進協会（以下「協会」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第２条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第３条　協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第３の（１）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第１の第２欄において協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

２　前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の２に規定する者とする。

３　第１項に規定する補助事業を２者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

４　他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

５　補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとす

る。

（交付額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

一　一戸当たり補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二　一により算出された額と別表第１の第３欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

三　二により選定された額に別表第１の第４欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

四　三により算出された額と別表第１の第４欄に掲げる上限額とを比較して少ない方の額を選定する。

五　四により算出された額に戸数を乗じて得た額を住戸タイプ別補助金額とする。

六　五により住戸タイプ別に算出された額の合計額を交付額とする。

２　交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第１による交付申請書を協会に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第６条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第２による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第７条　協会は、第５条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第３による交付決定通知書又は様式第４による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

２　第５条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

３　協会は、第４条第２項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第８条　補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一　補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。

二　補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三　次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第５による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第６条に定める手続によるものとする。

ア　別表第２の第１欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の１５パーセント以内の変更を除く。

イ　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

四　補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第６による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

五　補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第７による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が事業完了期限を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後２ヶ月以内である場合はこの限りでない。

六　補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第８による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。

七　補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。

八　補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を

含む。）の日の属する年度の終了後５年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九　協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の実施状況や経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第９による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。協会は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第１１条第３項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第１０による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十二　補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価、又は一式５０万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める期間を経過するまで、また、本事業で導入する空調設備、照明設備、給湯設備等の単価５０万円に満たない本事業の目的に資する主要な機械及び器具については導入後６年の期間が経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成２０年５月１５日付環境会発第０８０５１５００２号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第４に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　申請者は、第７条第１項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようと

するときは、当該通知を受けた日から起算して１５日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第１０条　協会は、第８条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業者が法令等、本規程、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

２　大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（実績報告書）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の２月１０日（複数年度計画の補助事業については、最終年度以外は３月１０日）のいずれか早い日までに様式第１１による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。

２　補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年４月１日から翌年の３月３１日までの期間）が終了したときは、翌年度４月１０日までに様式第１２による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、第４条第２項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１２条　協会は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第８条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第１３による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

２　協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１３条　補助金は、前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払

うものとする。
２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第１４による精算払請求書を協会に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）
第１４条　協会は、第８条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第７条第１項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
一　補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合
二　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
三　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
四　天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
２　協会は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
３　前項に基づく補助金の返還については、第１２条第３項の規定を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）
第１５条　補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第１５による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）
第１６条　補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の３月末までの期間及びその後の３年間の期間について、年度毎に年度の終了後３０日以内に当該補助事業による過去１年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の３月末までの期間）の事業の効果等について、様式第１６による事業報告書を大臣に提出しなければならない。
２　補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後３年間保存しなければならない。

（秘密の保持）
第１７条　協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（その他）

第１８条　この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附　則

この規程は、平成２８年４月１１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年１０月１３日から施行する。

別表第１

１．　補助事業	２．　補助対象経費	３．　基準額	４．　補助率
賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業	補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備・事務費であって別表第２に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	（ア）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)に定められる、建築物エネルギー消費性能基準を満たし、かつＢＥＩが０．８以下となる新築の場合 ２分の１（ただし、算出された額が戸当たり６０万円を超える場合は、戸当たり６０万円とする。） （イ）建築物省エネ法に定められる、建築物エネルギー消費性能基準を満たし、かつＢＥＩが０．９以下となる新築の場合 ３分の１（ただし、算出された額が戸当たり３０万円を超える場合は、戸当たり３０万円とする。） （ウ）ＢＥＩが０．９以下となる改築の場合 ２分の１（ただし、算出された額が戸当たり６０万円を超える場合は、戸当たり６０万円とする。） （エ）ＢＥＩが１．０以下となる改築の場合 ３分の１（ただし、算出された額が戸当たり３０万円を超える場合は、戸当たり３０万円とする。）

別表第２

１　区分	２　費目	３　細分	４　内　　容
工事費	本工事費	（直接工事費）	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の２省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料等） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		（間接工事費）	
		共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業

			を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備・事務費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第３に定めるものとする。 事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。

号	区　　分	率
1	５，０００万円以下の金額に対して	６．５％
2	５，０００万円を超え１億円以下の金額に対して	５．５％
3	１億円を超える金額に対して	４．５％

別表第３

１区分	２費目	３細目	４細　　分	５　内　　容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙（第３条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

１　対象事業の要件

（１）補助事業の対象となる賃貸住宅

広く一般の消費者を対象とした民間賃貸住宅（個人や民間企業が賃貸する目的で建設した住宅で、社宅等の給与住宅を除いた住宅。給与住宅とは、社宅、公務員住宅等のように、会社･団体･官公庁等が所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。）が補助対象となる。

一戸建（一つの建物が１住宅であるもの）、長屋建（二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの）、共同住宅（一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下･階段等を共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの）は問わない。

（２）補助要件、補助対象経費、補助率、補助金の上限額

本事業は、ア及びイの要件を満たす事業において、ウの経費に対して、別表１に示す補助率及び上限額を限度に補助金を交付する。

なお、長屋建、共同住宅において、新築の場合は、当該建物のすべての賃貸住戸（以下、個別の住宅を指す場合には「住戸」という）、改築の場合はすべてまたは一部の賃貸住戸を対象として申請するものとする。

ア　環境性能の要件

本事業の対象となるすべての賃貸住戸が、（ア）または（イ）の要件を満たすこと。

（ア）新築の場合

当該建物のすべての賃貸住戸が、次のａまたはｂを満たすこと。

ａ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準(以下「エネルギー性能基準」という。)に適合し、かつ設計・基準一次エネルギー削減量（Building Energy Index。以下「ＢＥＩ」という。）が0.8以下であること。

ｂ　エネルギー性能基準に適合し、かつ、ＢＥＩが0.9以下であること。ただし、ＢＥＩの算出にあたり再生可能エネルギーの自家消費分の算入は除くこと。

（イ）改築の場合

申請対象のすべての賃貸住戸が、次のａまたはｂを満たし、かつ現状と比較して１０％以上ＢＥＩが向上していること。

ａ　改築により、ＢＥＩが0.9以下になること。

ｂ　改築により、ＢＥＩが1.0以下になること。ただし、ＢＥＩの算出にあたり再生可能エネルギーの自家消費分の算入は除くこと。

※：ＢＥＩの算定方法

ＢＥＩとは「設計一次エネルギー消費量」を「基準一次エネルギー消費量」で除した値

であり、次式により算出する。なお、基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量の計算は、「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」（国立研究開発法人 建築研究所）のホームページに公開される「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」（以下「Web プログラム」という。）により算出する。

$$\text{ＢＥＩ}=\frac{\text{設計一次エネルギー消費量(家電調理等除く)}}{\text{基準一次エネルギー消費量(家電調理等除く)}}$$

イ　表示の要件

エネルギー消費性能を表示し、広く一般に周知を図ること。建築物エネルギー消費性能の表示に関する指針告示（建築物省エネ法第７条の省エネ性能表示ガイドライン）を参考とし、以下の事項を満たすこと。

（ア）表示事項

賃貸住戸毎に建築物省エネルギー性能表示制度（以下「ＢＥＬＳ」という。）の評価書（第三者機関による評価）を取得し環境性能を表示すること。

（イ）表示方法

補助を受けた事業者は、当該賃貸住宅の環境性能を、広く消費者（借主）に対し、チラシやインターネット等を利用して効果的にＰＲ（入居者募集等）を行うこと。

ウ　補助対象経費

ア及びイの要件を満たすために必要な以下の経費を補助対象経費とする。

a　給湯、空調、照明設備等（暖冷房設備、給湯設備、照明設備、換気設備、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、コージェネレーションシステム、蓄電池、開口部等）の設備・建築材料の購入等に要する経費（ただし、共用部に係る経費を除く）。

b　ａの設備を導入するために不可欠な工事に要する経費（ただし、共用部に係る経費を除く）。

c　ＢＥＬＳ評価、表示に要する経費

別表１

補助率（上限額）	新築	改築
1/2（60 万円/戸）	エネルギー性能基準に適合し、かつ BEI が 0.8 以下であること。	BEI が 0.9 以下になること。 ※現状と比較して１０％以上ＢＥＩが向上していることを要件とする。 （BEI の算出にあたり再生可能エネルギーの自家消費分の算入は除く）
1/3（30 万円/戸）	エネルギー性能基準に適合し、かつ BEI が 0.9 以下であること。 （BEI の算出にあたり再生可能エネルギーの自家消費分の算入は除く）	BEI が 1.0 以下になること。 ※現状と比較して１０％以上ＢＥＩが向上していることを要件とする。 （BEI の算出にあたり再生可能エネルギーの自家消費分の算入は除く）

（３）財産処分の制限期間

本事業における補助対象設備は、６年間の処分制限が課された財産とする。

※ただし、第８条第十二号の規定に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間とする。

（４）補助対象事業の開始

補助事業者は、交付決定日以降に事業を開始すること。

（５）補助事業の完了

補助事業者は、事業完了期限までに事業を完了すること。

２　補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、建築主（所有者）であり日本国内で事業を営む賃貸住宅を新築又は改築する次に掲げる者とする。

（１）民間企業

（２）個人事業主

（３）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

（４）その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

（５）１（２）ウの設備を（１）、（２）、（３）又は（４）にファイナンスリース※により提供する契約を行う民間企業

※　ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし建築主（所有者）との共同申請とする。また、この場合はリース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間を満了するまで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容である事を証明できる書類の提示を条件とする。

３　共同申請と手続代行

申請者は、賃貸住宅の建築主（所有者）による申請の手続きの代行や共同申請を認めるが、申請後に申請の手続きを代行する者（以下「手続代行者」という。）を変更することは原則認めない。

手続代行者は、本事業で新築又は改築する賃貸住宅を建設、設計等する法人等、建築物省エネ法の知識を有した者とする。

なお、手続代行者による申請の場合は、申請書類に関する協会からの問合せや訂正依頼、建築に関する技術的な問合せ等のすべてにおいて手続代行者が対応すること。（※交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付する。）

一方で、申請者においては交付要件等確認書を理解し、交付要件や各種法令による規則を遵守することを要件とする。

4　維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第８条第十一号及び第十二号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

5　二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。具体的には、事業完了後、当該賃貸住宅の環境性能を、広く消費者（借主）に対してチラシやインターネット等を利用して効果的にＰＲ（入居者募集等）を行った方法と、賃貸入居後の電力、ガス等のエネルギー使用量を報告すること。

6　その他

（1）情報の公表について

入居者の個人情報以外は公表することがあり、また、個人事業主も公表の対象となる。

（2）第三者評価

賃貸住戸毎にＢＥＬＳの評価書（第三者機関による評価）を取得し、速やかに協会に提出すること。

交付規程様式等

様式第１　　交付申請書（第５条関係）

　　別紙１　実施計画書

　　別紙２　経費内訳

　　別紙３　念書

　　別紙４　交付要件等確認書

様式第２　　変更交付申請書（第６条関係）

様式第３　　交付決定通知書（第７条関係）

様式第４　　変更交付決定通知書（第７条関係）

様式第５　　計画変更承認申請書（第８条関係）

様式第６　　中止（廃止）承認申請書（第８条関係）

様式第７　　遅延報告書（第８条関係）

様式第８　　遂行状況報告書（第８条関係）

様式第９　　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第８条関係）

様式第１０　取得財産等管理台帳（第８条関係）

様式第１１　完了実績報告書（第１１条関係）

　　別紙１　実施報告書

　　別紙２　経費所要額精算調書

様式第１２　年度終了実績報告書（第１１条関係）

様式第１３　交付額確定通知書（第１２条関係）

様式第１４　精算払請求書（第１３条関係）

様式第１５　翌年度補助事業開始承認申請書（第１５条関係）

様式第１６　事業報告書（第１６条関係）

賃貸住宅における省CO2促進モデル事業　申請時提出書類等一覧

提出書類等	備考	提出様式	
交付申請書（第５条関係）		様式第１	
実施計画書		別紙１	
１．申請者の概要			
２．賃貸住戸に関する事項	賃貸住戸全体の概要		
３．エネルギー消費性能の表示と、広く一般に周知を図る取組みについて	申請住戸の効果、PR 方法、導入設備等		
４．補助対象経費等の額			
５．事業の効果			
６．事業実施のスケジュール			
７．資金計画			
８．事業実施に関する事項			
９．設備の保守計画	保守計画及び光熱(エネルギー)の測定（若しくは回収）計画についても記載		
経費内訳	複数年度計画事業の場合は、年度毎の事業費を明確に区分した実施計画書を提出すること。	別紙２	
念書		別紙３	
交付要件等確認書		別紙４	
添付書類			
申請賃貸住戸の一次エネルギー消費量／削減率の算出（個票）	改築の場合も提出すること。	別添１	
申請賃貸住戸の開口部・導入設備の仕様（個票）		別添２	
住戸の外皮性能計算書	国立研究開発法人 建築研究所 HP 内の住宅・住戸の外皮性能計算プログラムによる計算結果を提出すること。ただし、外皮計算に用いた部位ごとの熱貫流率及び面積の根拠書類は不要。 申請するすべての賃貸住戸分を提出。	左記ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの出力様式（添付１）	Ver.2.1.2 によるものとする。なお、同内容であれば、独自の様式も可とする。
一次エネルギー消費量算定プログラム計算結果	国立研究開発法人 建築研究所 HP 内の一次エネルギー消費量算定プログラムによる計算結果を提出すること。 申請するすべての賃貸住戸分を提出。	左記ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの出力様式（添付２）	Ver.2.0 または Ver.1.15.3 によるものとする。
付近見取図		様式自由	BELS 評価の申請時に添付する書類と同等のもの、もしくはその概要がわかる資料を提出すること。
配置図		様式自由	
仕様書（仕上げ表含む）		様式自由	
各階平面図		様式自由	
床面積求積図		様式自由	
用途別床面積表		様式自由	
立面図		様式自由	
断面図又は矩計図		様式自由	
各部詳細図		様式自由	
機器表（住戸部）		様式自由	
各種設備図（住戸部）		様式自由	
補助対象とする住戸内設備機器の性能確認資料	第三者試験機関が発行する試験成績書等、第三者試験機関が発行する試験等の審査結果報告書(証明書)等、またはカタログ、仕様書、取り扱い説明書。	様式自由	住棟でまとめて申請するため、同様の機器の場合の確認資料は、まとめてよいものとする。 A 設備：101 号室、102 号室 B 設備：201 号室、303 号室等
見積り根拠資料	別紙２の根拠書類となるもの	様式自由	
その他申請に必要な書類	業務概要、定款又は寄付行為、直近２期貸借対照表、直近２期損益計算書、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し。 （個人事業主の場合、印鑑登録証明書（原本）、住民票（原本）、住宅メーカー等が作成した資金計画・収支計画等）	様式自由	民間企業、個人事業主等に応じて提出すること。

様式第１（第５条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

申請者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付申請書

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第５条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の目的及び内容
　　別紙１　実施計画書のとおり
２　補助金交付申請額　　円
　（うち消費税及び地方消費税相当額　　円）

３　補助事業に要する経費
　　別紙２　経費内訳のとおり

４　補助事業の開始及び完了予定年月日
　　交付決定の日　～　　年　　月　　日

５　交付要件等の確認
　　別紙３　所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書のとおり
　　別紙４　交付要件等確認書のとおり

６　その他参考資料

注１　規程第３条第３項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

２　「６　その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の２決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から１会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を経過していない場合には、直近の１決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人事業主の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後３ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。

３　共同申請者のうち、建物や設備の所有者となる場合は、２と同様に資料を添付すること。

４　別紙１又は別紙２において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。なお、添付する書類は別添の提出書類等一覧に示す。

別紙１

賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業実施計画書

１．申請者等の概要

<table>
<tr><td colspan="3">事業名</td><td colspan="3">賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業</td></tr>
<tr><td rowspan="10">ア．事業者</td><td rowspan="5">①代表者</td><td>事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>所属・役職</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">②窓口担当者</td><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>所属・役職</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td>資格※</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">イ．手続代行者（担当者）</td><td colspan="2">事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属・役職</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td colspan="2">FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資格※</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">ウ．共同事業者</td><td rowspan="4">①</td><td>会社名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">②</td><td>会社名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>所属</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">エ．備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※　建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の知識等を有することを示す資格を持つ場合は記載すること。

注）事業者、共同事業者が個人事業主の場合も、住所、氏名、電話・FAX 番号、E-mail アドレスの記入を必須とします。

２．賃貸住戸に関する事項

申請する賃貸住戸の所在地	〒 都道府県　　市区町村 （最寄り駅：　　）				
建築物の名称	（仮称）○○○○○○○○○○○○○○○○○○				
建築物の階数	地上　　階 地下　　階	賃貸住戸総数	戸	建築物の延べ面積	㎡
建築物の構造（該当する構造に☑する）	□木造（軸組構法）　□鉄骨造　□鉄筋コンクリート造 □木造（枠組壁工法）　□その他（　　）				
建築区分（新築・改築）		地域区分		年間日射地域区分	

申請の範囲

＊申請対象住戸を住戸タイプ毎に記載。住戸タイプとは、補助対象設備・住戸の外皮性能・一次エネルギー消費量・BEI が同じ住戸群のこと。

住戸ﾀｲﾌﾟ	住戸番号等								
1	101								
2	102	103							
3	104								
4	201	301							
5	202	203	302	303					
6	204	304							
7	401								
8	402	403							
9	404	502							
10	501	503							

全 10 タイプ、19 戸

※オーナー居住住戸は補助対象外のため、記載しないこと。

①補助率 1/2 の申請住戸数	○戸／16 戸	②補助率 1/3 の申請住戸数	△戸／16 戸

① 住戸タイプ毎の各部位の外皮性能及び一次エネルギー消費量

住戸タイプ	住戸数(戸)	現状値※	設計値			基準値			判定			BELS 予定
		BEI	外皮平均熱貫流率 (U_A) W/(㎡K)	冷房期の外皮平均日射熱取得率 (η_A)	一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量 MJ/戸･年	外皮平均熱貫流率 (U_A) W/(㎡K)	冷房期の外皮平均日射熱取得率 (η_A)	一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量 MJ/戸･年	外皮(U_A)及び日射熱取得率 (η_A)	BEI	補助率 1/2 又は 1/3	(★を入力)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※1 現状値は改築の場合に記載し、記載する値は現状の BEI を記載すること。
※2 各住戸タイプの外皮性能、一次エネルギー消費量等の詳細を個票（別添１）に別途記載する。（注１、注２）
※3 外皮平均熱還流率（UA）及び日射熱取得率（ηA）の判定欄は、基準を満たしていれば、「適合」と記載すること。改築の場合は「-」を記載する。
注１　外皮性能の計算には、住宅・住戸の外皮性能計算プログラム Version 2.1.2（http://envelope.app.lowenergy.jp/）を使用することを推奨する。なお、同内容であれば、独自の様式による計算も可とする。
注２　一次エネルギー消費量、BEI の計算には、住宅・住戸の省エネルギー性能判定プログラム　Ver.2.0 または Ver.1.15.3（http://house.app.lowenergy.jp/　または　http://house.classic.lowenergy.jp/　）を使用すること。

② 住戸タイプ毎の補助対象設備導入の有無

※『補助対象』設備の導入がある項目にチェックを入れる。補助対象外の導入設備についてはチェック不要。
『補助対象』設備が補助要件を満たしていることを、住戸タイプ毎に個票（別添２）を記載して示すこと。なお、設備毎の補助要件は、公募要領　別添（補助対象経費の範囲）を参照のこと。

住戸タイプ	開口部	暖冷房（空調）設備	換気設備	給湯設備	照明設備	太陽光発電	蓄電池	太陽熱利用	コージェネレーション	その他の設備
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※住戸タイプ毎の補助対象設備の仕様を個票（別添２）に別途記載する。

建築パース等 （賃貸住宅の外観が分かるもの）	別紙として添付しても可。

３．エネルギー消費性能の表示と、広く一般に周知を図る取組みについて

＊建築物エネルギー消費性能の表示に関する指針告示（建築物省エネ法第７条の省エネ性能表示ガイドライン）を参考とし、賃貸住戸の環境性能を、広く消費者（借主）に対しチラシやインターネット等を利用して効果的にＰＲを行う手法について記載すること。

□当該賃貸住戸の環境性能を、広く消費者（借主）に対し効果的にＰＲ（入居者募集等）を行う。
□入居見込者に対して環境性能を説明する。
□住棟や住戸の入口に、居住者（入居者）以外の者にわかるよう表示する。
□その他（　　）

※いずれかにチェック☑を付けること。（複数選択可）

４．補助対象経費等の額

（1）補助対象経費等

住戸タイプ	補助事業に要する一戸当りの経費			④一戸当りの補助対象経費支出予定額 ①+②+③−寄付金 (円/戸)	⑤補助率 (1/2 又は 1/3)	⑥一戸当りの補助対象経費支出予定額×補助率 ④×⑤ (円/戸) ※	⑦一戸当りの上限額 (60 万円又は 30 万円) (円/戸)	⑧住戸数 (戸)	⑨住戸タイプ別補助対象経費支出予定額 ④×⑧ (円)	⑩住戸タイプ別補助金所要額 (⑥と⑦の小さい額)×⑧ (円)
	①工事費のうち材料費 (円/戸)	②工事費のうち労務費等 (円/戸)	③事務費 (円/戸)							
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計										

※　千円未満 切り捨て

５．事業の効果

（１）エネルギー消費削減量等

※全申請住戸の合計について記載すること。

⑪基準一次エネルギー消費量 （※別添１⑮に記載した基準一次エネルギー消費量の累計値）	MJ／年
⑫設計一次エネルギー消費量 （※別添１⑯又は⑰に記載した設計一次エネルギー消費量の累計値）	MJ／年
⑬年間一次エネルギー消費削減量　⑪－⑫	MJ／年
年間一次エネルギー消費削減率　　⑬÷⑪×100	％ （小数点第一位まで、二位以下切捨て）
⑭ ⑪基準一次エネルギー消費量をGJ／年に換算　⑪÷1000	GJ／年 （小数点第一位まで、二位以下切上げ）
⑮ ⑫設計一次エネルギー消費量をGJ／年に換算　⑫÷1000	GJ／年 （小数点第一位まで、二位以下切上げ）
ＢＥＩ　　⑮÷⑭	（小数点第二位まで、三位以下切上げ）

（２）ＣＯ２排出削減量及び削減コストに関する内容

①CO2 排出削減量

＊一次エネルギー消費量あたりの排出係数を 0.055kg-CO2/MJ とした、見なし CO2 排出削減量（CO2 排出削減量＝上記年間一次エネルギー消費削減量(MJ/年)×0.055 kg-CO2/MJ）を記載する事。

CO2 排出削減量	t-CO2／年

②CO2 削減コスト

＊CO2 削減量１トンを削減するために必要なコスト（円／t-CO2）について、

イニシャルコスト（補助対象経費（単年度の場合は別紙２の補助対象経費、複数年度事業の場合は複数年全体の補助対象経費）÷（CO2 排出削減量／年×６年））を記入する。

イニシャルコスト	円／t-CO2

６．事業実施のスケジュール

（1）補助事業の開始及び完了予定日

交付決定の日　～　平成　　年　　月　　日（支払予定日）

平成　　年　　月　　日（完工予定日）

※平成２９年１月末までに完工・支払のこと

（2）工程表

※　事業の実施スケジュールを記入する。建物本体に係る工事と補助対象設備の購入･設置工事の時期を明記する。事業期間が複数年度にわたる場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も「7.資金計画」に参考記入する。

※実施スケジュールは別紙を添付してもよいが、わかりやすく記入すること。

スケジュール表 ＜平成２８年度＞

	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
契約										
○○工事										
○○工事										
完了実績 報告書提出										

＜平成２９年度＞　※複数年度事業の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月
契約											
○○工事											
○○工事											
完了実績 報告書提出											

７．資金計画

（1）資金調達計画

項目	平成２８年度	平成２９年度
補助金申請額		
自己資金		
寄付金		
合計		

（2）全体資金計画

項目	平成２８年度	平成２９年度
補助対象経費		
総事業費		

（3）設備・工事等の調達先

☐　①　補助事業者自身　　☐　②　①以外

※いずれかにチェック☑を付けること。（複数選択可）

８．事業実施に関する事項

（1）他の補助金との関係
＊他の国の補助金等（固定価格買取制度を含む。）への応募（申請）状況や、申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

□導入設備について、他の補助金なし
□導入設備について、他の補助金あり（国等から）（　　）
□導入設備について、他の補助金あり（地方公共団体、民間から）（　　）

※いずれかにチェック☑を付け、（　　）内に詳細を記入すること

（2）許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項
＊補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要な事項について記入する。

（3）事業の実施体制
＊　補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の施工監理や経理等の体制を含め記入する。
（別紙添付でも可）

９．設備の保守計画

（1）エネルギー使用量等の把握の方法について
＊エネルギー計測や管理の内容についても記載すること。事業完了後３年間のうち、入居がある住戸の少なくとも１年間分の電力、ガス等のエネルギー使用量を可能な限り報告いただきます。

□スマートメーター等を設置し、各住戸の電気、ガス等の使用量を計測する。
□入居者にアンケート等を行い、電気、ガス等の使用量を把握する。
□その他（　　）

※いずれかにチェック☑を付けること。（複数選択可）

（2）設備の保守計画
＊導入する設備の保守計画を記入する。（定期保守、入居者入替時保守等）

注）　記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別添１　（　／　）

申請賃貸住宅の一次エネルギー消費量／削減率の算出（個票）

（Web プログラムに入力・出力した値を記入すること）

※別添１は、住戸タイプ分だけ複製して使用すること。

１．省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果

(1)住戸タイプ名称						
(2)床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	合計		
	㎡	㎡	㎡	㎡		
(3)省エネ地域区分		地域	(4)年間日射地域区分	A		区分
(5)住戸の外皮性能	A.「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（Ver.1.15.3)」を使用する場合					
	外皮熱損失量(q 値)	冷房期日射熱取得量(m_C 値)	暖房期日射熱取得量(m_H 値)			
	W/K	W/(W/㎡)	W/(W/㎡)			
	外皮の平均熱貫流率(U_A)	算定値 / 基準値 W/(㎡ K)	冷房期の平均日射熱取得率(η_A)	算定値 / 基準値		
	B.「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）（Ver.2.0)」を使用する場合					
	外皮総面積	冷房期日射熱取得率（η_{AC}）	暖房期日射熱取得率（η_{AH}）			
	㎡					
	外皮の平均熱貫流率(U_A)	算定値 / 基準値 W/(㎡ K)	冷房期の平均日射熱取得率(η_A)	算定値 / 基準値		
(6)住戸の一次エネルギー消費量		基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量			
	暖房設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	冷房設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	換気設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	給湯設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	照明設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	合計	MJ/(戸・年)　①	MJ/(戸・年)　②			
(7)太陽光発電等による発電量　評価量又は削減量			MJ/(戸・年)　③			
(8) コージェネレーションシステムによる発電量　評価量			MJ/(戸・年)　③'			

２．エネルギー削減量、エネルギー削減率の計算結果

基準エネルギー消費量			GJ/(戸・年)	④　：①÷1000（注１
省エネ量		A（基本仕様）	MJ/(戸・年)	⑤　：①－②＋③’
		B（太陽光発電）	MJ/(戸・年)	⑥　：③－③’
		小計	MJ/(戸・年)	⑦　：⑤＋⑥
一次エネルギー消費量等の評価結果	全体としての評価結果	エネルギー消費量	MJ/(戸・年)	⑧　：①－⑦
		エネルギー消費量	GJ /(戸・年)	⑨　：(①－⑦) ÷1000（注１
		BEI（R）		⑩　：⑨÷④（注２
	太陽光発電を除く評価結果	エネルギー消費量	MJ/(戸・年)	⑪　：①－⑤
		エネルギー消費量	GJ /(戸・年)	⑫　：(①－⑤) ÷1000（注１
		BEI（Ro）		⑬　：⑫÷④（注２

※根拠書類として Web プログラムの出力を添付すること（当該住戸タイプに属する全住戸分）

注１　小数点第一位まで、二位以下切上げ

注２　小数点第二位まで、三位以下切上げ

３．当該住戸タイプの合計

当該タイプの戸数		戸	⑭
当該タイプの基準エネルギー消費量の合計		MJ/(戸・年)	⑮　：①×⑭
一次エネルギー消費量等の評価結果の合計	エネルギー消費量（全体としての評価結果）	MJ/(戸・年)	⑯　：(①－⑦) ×⑭
	エネルギー消費量（太陽光発電を除く評価結果）	MJ/(戸・年)	⑰　：(①－⑤) ×⑭

1’. 改築前の省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果

※改築の場合は以下により、改築前の BEI を算出すること。

(1)住戸タイプ名称						
(2)床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	合計		
	㎡	㎡	㎡	㎡		
(3)省エネ地域区分		地域	(4)年間日射地域区分	A		区分
(5)住戸の外皮性能	A.「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（Ver.1.15.3)」を使用する場合					
	外皮熱損失量(q 値)	冷房期日射熱取得量(m_C 値)	暖房期日射熱取得量(m_H 値)			
	W/K	W/(W/㎡)	W/(W/㎡)			
	外皮の平均熱貫流率(U_A)	算定値 / 基準値 W/(㎡ K)	冷房期の平均日射熱取得率(η_A)	算定値 / 基準値		
	B.「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）（Ver.2.0)」を使用する場合					
	外皮総面積	冷房期日射熱取得率（η_{AC}）	暖房期日射熱取得率（η_{AH}）			
	㎡					
	外皮の平均熱貫流率(U_A)	算定値 / 基準値 W/(㎡ K)	冷房期の平均日射熱取得率(η_A)	算定値 / 基準値		
(6)住戸の一次エネルギー消費量		基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量			
	暖房設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	冷房設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	換気設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	給湯設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	照明設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	合計	MJ/(戸・年) ①’	MJ/(戸・年) ②’			
(7)太陽光発電等による発電量	評価量又は削減量		MJ/(戸・年) ③’			
(8) コージェネレーションシステムによる発電量	評価量		MJ/(戸・年) ③’’			

2’．改築前のエネルギー削減量、エネルギー削減率の計算結果

<table>
<tr><td colspan="3">基準エネルギー消費量</td><td>GJ/(戸・年)</td><td>④’　：①’÷1000（注１</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">省エネ量</td><td>A（基本仕様）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑤’　：①’－②’＋③’’</td></tr>
<tr><td>B（太陽光発電）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑥’　：③’－③’’</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑦’　：⑤’＋⑥’</td></tr>
<tr><td rowspan="6">一次エネルギー消費量等の評価結果</td><td rowspan="3">全体としての評価結果</td><td>エネルギー消費量</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑧’　：①’－⑦’</td></tr>
<tr><td>エネルギー消費量</td><td>GJ/(戸・年)</td><td>⑨’　：（①’－⑦’）÷1000（注１</td></tr>
<tr><td>BEI（R）</td><td></td><td>⑩’　：⑨’÷④’（注２</td></tr>
<tr><td rowspan="3">太陽光発電を除く評価結果</td><td>エネルギー消費量</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑪’　：①’－⑤’</td></tr>
<tr><td>エネルギー消費量</td><td>GJ/(戸・年)</td><td>⑫’　：（①’－⑤’）÷1000（注１</td></tr>
<tr><td>BEI（Ro）</td><td></td><td>⑬’　：⑫’÷④’（注２</td></tr>
<tr><td colspan="3">BEI の向上率（※10%以上向上していること）</td><td>%</td><td>：1－（⑬÷⑬’）（注３</td></tr>
</table>

※根拠書類として Web プログラムの出力を添付すること　（当該住戸タイプに属する全住戸分）

注１　小数点第一位まで、二位以下切上げ

注２　小数点第二位まで、三位以下切上げ

注３　小数点第一位まで、二位以下切捨て

3’．改築前の当該住戸タイプの合計

<table>
<tr><td colspan="2">当該住戸タイプの戸数</td><td>戸</td><td>⑭’</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該住戸タイプの基準エネルギー消費量の合計</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑮’　：①’×⑭’</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一次エネルギー消費量等の評価結果の合計</td><td>エネルギー消費量
（全体としての評価結果）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑯’　：（①’－⑦’）×⑭’</td></tr>
<tr><td>エネルギー消費量
（太陽光発電を除く評価結果）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑰’　：（①’－⑤’）×⑭’</td></tr>
</table>

別添２　（　／　）

申請賃貸住宅の開口部・導入設備の仕様（個票）

(Web プログラムに入力・出力した値を記入すること)

※別添２は、住戸タイプ分だけ複製して使用すること。

住戸タイプ名称	

１．開口部の仕様

開口部番号･記号	メーカー名	型番（シリーズ名）	建具の仕様	ガラスの仕様	熱貫流率 (W/(㎡K))	日射熱取得率

２．賃貸住宅の設備仕様

①空調設備

Ⅰ-１．ルームエアコン

設置場所	メーカー名	型番	定格冷房能力 (kW)	定格冷房消費電力(W)	エネルギー消費効率の区分。又は省エネ基準達成率
主たる居室					
その他居室					

Ⅰ-２．ヒートポンプ式セントラル空調システム

メーカー名	型番	機能区分	定格能力 (kW)	定格消費電力(W)	COP
		暖房			
		冷房			

Ⅱ．温水式パネルラジエーター・温水式床暖房等　（熱源機のみを記入すること）

種類	メーカー名	型番	定格暖房能力(kW)	定格暖房消費電力(W)	暖房部熱効率(%)	断熱被覆の有無	上面放熱率

注　熱源設備が電気ヒートポンプ式の場合は、定格暖房能力および定格暖房消費電力を記入すること
注　熱源設備が潜熱回収型の場合は、暖房部熱効率を記入すること
注　パネルラジエーター・温水床暖房以外の設備は、種類／メーカー名／型番のみ記入すること

②換気設備（24 時間換気に使用する換気設備のみ記入すること）

種類	メーカー名	型番	台数	顕熱交換効率(%)	消費電力(W)	換気量(㎥/h)	比消費電力 W/(㎥/h)

注　ダクト式換気設備の場合は、顕熱交換率を記入すること（消費電力、換気量、比消費電力は記入不要）
注　壁掛けファンの場合は、消費電力、換気量、比消費電力を記入すること（顕熱交換率は記入不要）

③給湯設備（セット番号があるものは、セット型番を記入すること）

パネルラジエーター又は床暖房と併用の場合は☑をつける	種類	メーカー名	型番
□			
□			
□			

④照明設備

設置場所	メーカー名	型番	PSE マークの有無
主たる居室			
その他居室			
非居室			

⑤太陽光発電システム

Ⅰ．太陽光発電システム

太陽光発電アレイの種類	メーカー名	型番	太陽光電池モジュールのセル実効変換効率(%)

Ⅱ．パワーコンディショナ　(新設する太陽光パネルの公称最大出力が、10kW 以上である場合は記入すること)

メーカー名	型番	定格出力(kW)	台数	定格出力の合計(kW)

Ⅲ．蓄電池

メーカー名	型番	蓄電容量	太陽光発電システムと一体的に使われるか

⑥太陽熱利用システム

メーカー名	型番	蓄熱槽の有無	JISA4112 又は JISA4113 に規定される性能と同等以上の性能の有無

⑦コージェネレーションシステム

Ⅰ．固体高分子形燃料電池・固体酸化形燃料電池

種類	メーカー名	型番	定格運転時の発電効率(%)	定格運転時の総合効率(%)	50%負荷運転時の総合効率(%)

注　「発電効率」、「総合効率」は、低位発熱量基準における値を記入すること

Ⅱ．ガスエンジン・コージェネレーション

メーカー名	型番	発電効率(%)	排熱利用の総合効率(%)

注　「発電効率」、「総合効率」は、低位発熱量基準における値を記入すること

⑧その他の設備

種類	メーカー名	型番	機能

別紙２－１

賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業に要する経費内訳

(総括表)

	(1) 総事業費 (契約金額)	(2) 補助対象経費 支出予定額合計 (住戸ﾀｲﾌﾟ別個票の合計)	(3) 補助金所要額 合計 (住戸ﾀｲﾌﾟ別個票の合計)	
所要経費	円	円	円	

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金　額	積　算　内　訳
(記載例) ・タイプ１ 補助対象経費支出予定額	○○○	別紙２－２－１ 参照 ・材料費　○○○ ・労務費　○○○ ・ ・
・タイプ２ 補助対象経費支出予定額	○○○	別紙２－２－２ 参照 ・材料費　○○○ ・労務費　○○○ ・ ・
・タイプ３ 補助対象経費支出予定額	○○○	別紙２－２－３ 参照 ・材料費　○○○ ・労務費　○○○ ・ ・
合　計	円	

購入予定の主な財産の内訳
(一品, 一組又は一式の価格が 50 万円以上のものを含む、補助対象の全ての設備。
個票に記載している場合、総括表での記載は不要。)

名　称	仕様	数量	単　価	金　額	購入予定時期

注　本内訳に、見積書及び見積書から内訳に記載された金額を説明するための計算書等を添付する。

別紙２－２－●

賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業に要する経費内訳
（住戸タイプ別**個票**：タイプ●）

※別紙２－２は、住戸タイプ分だけ複製して使用すること。

所要経費	(1) 一戸当たりの補助対象経費	(2) 一戸当たりの寄付金その他の収入	(3) 一戸当たりの補助対象経費支出予定額 (1)-(2)	
	円	円	円	円
		(6) 補助率 1/2 又は 1/3	(7) 一戸当たりの補助対象経費支出予定額×補助率 (3)×(6) （千円未満切り捨て）	(8) 一戸当りの上限額 60 万円又は 30 万円
	円		円	円
	(9) 一戸当りの補助金所要額 (7) と (8) を比較して少ない方の額	(10) 住戸数	(11) 住戸タイプ別補助対象経費支出予定額 (3)×(10)	(12) 住戸タイプ別補助金所要額 (9)×(10)
	円	戸	円	円

一戸当りの補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金　額	積　算　内　訳
（記載例）		
・開口部		
工事費		
本工事費		
材料費	○○○	材料名（メーカー名・型番）：（単価）×（数量）＝金額
	○○○	材料名（メーカー名・型番）：（単価）×（数量）＝金額
労務費	○○○	作業名：（単価）×（数量）＝金額
直接経費	○○○	・
共通仮設費	○○○	・
現場管理費	○○○	・
一般管理費	○○○	・
付帯工事費	○○○	・
機械器具費	○○○	・
測量及試験費	○○○	・
・空調設備		
・		
・		
・		
・BELS 評価		
事務費		
委託費	○○○	BELS 評価
消耗品費	○○○	BELS 表示　（単価）×（数量）＝金額
合　計	円	

購入予定の主な財産の内訳 （一品, 一組又は一式の価格が 50 万円以上のものを含む、補助対象の全ての設備）					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注　本内訳に、見積書及び見積書から内訳に記載された金額を説明するための計算書等を添付する。

別紙３

所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書

１．所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと

本事業が交付決定を受けた場合は、補助事業の対象となる住戸が、新築又は改築後に所定のエネルギー性能であることの第三者評価を受け、その評価結果を交付決定後に速やかに提出します。また、所定の省エネルギー性能を満足していない場合は、補助金の交付を受けないことを確約します。

２．省エネルギー性能の表示

事業完了後に、第三者評価を受けた評価結果を広く一般に周知を図ります。建築物エネルギー消費性能の表示に関する指針告示（建築物省エネ法第７条の省エネ性能表示ガイドライン）を参考とし、当該賃貸住宅の環境性能を、広く消費者（借主）に対し、チラシやインターネット等利用して効果的にＰＲ（入居者募集等）を行うことを確約します。

３．補助事業の対象住戸を賃貸目的で利用すること

補助事業の対象住戸を広く一般の消費者向けに継続的に賃貸することを確約します。なお、当該目的で保有しなくなる場合、譲渡する場合等は事前に協会に相談の上、必要な手続きをとります。

本事業の申請者である（代表者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、上記３項目について内容を確認し実施することを確約した上で、本補助事業の申請を行います。

事業名	賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業	
建物名		申請住戸数：　　戸

申請者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

別紙４

賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業交付要件等確認書

（交付要件について）

	確認欄
本事業の交付要件（交付規程 別紙）について、全て確認し、了承している。	□

（申請者の資格）

申請者は、申請する賃貸住宅の所有者であり、補助事業の対象住宅を広く一般に賃貸することに同意している。	□
申請者は、経費についての帳簿及び全ての証拠書類を、補助事業終了後５年間保存することに同意している。	□

（事業期間について）

交付決定を受けた後に事業を開始（契約、発注）することを理解している。	□
補助金に係る工事の完了予定日および工事代金の支払完了予定日が事業期間内であることを確認している。	□

（個人情報の利用目的について）

本事業における個人情報の取扱い（交付規程 別紙）について理解し、了承している。	□

（申請提出書類一式について）

申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切無いことを確認し、虚偽、不正があった場合は、交付決定の取り消しもあり得ることを理解している。	□

（申請する賃貸住宅の仕様について）

交付規程に定める建築物の省エネルギー性能（BELS）を満たし、BELS 評価書を取得することを了承している。	□
補助対象設備に係る申請者と施工業者との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等を協会は保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きても協会は関与しないことを理解し、了承している。	□

（交付決定について）

交付申請した事業が必ず交付決定されるものでは無いことを理解し、了承している。	□
交付申請した事業が必ず採択された内容どおり交付決定されるものでは無いことを理解し、了承している。	□

（現地調査及び取材等の協力）

交付決定以降、事業が公正に実施されているか判断するための現地調査に協力できる。	□
交付決定以降、補助対象事業者となった際に、協会が行う取材等に協力できる。	□

（財産処分制限期間と適化法について）

導入する設備機器等には財産処分の制限が掛かり、制限期間内に処分（目的外使用、売却等）した場合は補助金相当額の納付(交付規程 第８条十二号)となる可能性があることを理解している。	□

（事業完了後の事業報告書提出について）

補助事業の完了した日からその年度の３月末までの期間及びその後の３年間の期間 について、年度毎、事業の効果等（当該賃貸住宅の環境性能のＰＲ、賃貸入居後の電力、ガス等のエネルギー使用量）について報告することを理解している。	□
本事業終了後、３年間のエネルギー使用量（電力、ガス、灯油等）及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量等のエネルギー使用状況について、入居者に協力を依頼し報告することを理解している。	□

※必ず申請者ご本人が確認及び記入してください。（手続代行者の代筆は不可）
※確認欄のうち、ひとつでも確認していない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。

以上の内容に相違ありません。

平成　　年　　月　　日

申請者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

必ず申請者本人が署名し、実印を捺印してください。　※手続代行者不可

様式第２（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
変更交付申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）を下記のとおり変更したいので、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第６条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助変更申請額

２　変更内容

３　変更理由
（注）具体的に記載する。

注１　規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
２　１の金額欄の上部に（　）書きで当初交付決定額を記載する。

３　添付書類は、様式第１のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙２については、変更前の金額を上段に（　）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第３（第７条関係）

番　　号

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付決定通知書

補助事業者

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付申請のあった平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）については、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程（平成２８年４月１１日低炭社協第 2804111 号。以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会　代表理事　吉澤 保幸　　印

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成　　年　　月　　日付け　　第　　号交付申請書のとおりである。

２　補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額　金　　円　　補助金の額　金　　円

３　事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、平成　　年　　月　　日付け　　第　　号交付申請書記載のとおりである。

４　事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

５　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付要綱（平成２８年４月１日　環地温発第１６０４０１２２号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）実施要領（平成２８年４月１日　環地温発第１６０４０１８号）及び交付規程に従わなければならない。

６　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成　　年　　月　　日とする。

７　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第４条第２項ただし書の定めるとこ

ろにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第４（第７条関係）

番　　号

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）変更交付決定通知書

補助事業者

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で変更交付申請のあった平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）については、交付規程第７条第１項の規定により、平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会　代表理事　吉澤 保幸　　印

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成　　年　　月　　日付け　　第　　号変更交付申請書のとおりである。

２　変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額	金　　円	変更前補助金の額	金　　円
変更後補助基本額	金　　円	変更後補助金の額	金　　円
増　減　額	金　　円	増　減　額	金　　円

３　事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、平成　　年　　月　　日付け　　第　　号変更交付申請書記載のとおりである。

４　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付要綱（平成２８年４月１日　環地温発第１６０４０１２２号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）実施要領（平成２８年４月１日　環地温発第１６０４０１８号）及び交付規程に従わなければならない。

５　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成　　年　　月　　日とする。

６　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第４条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第５（第８条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
計画変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）の計画を下記のとおり変更したいので、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第８条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の内容

２　変更を必要とする理由

３　変更が補助事業に及ぼす影響

注１　規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
２　事業の内容を変更する場合にあっては、様式第１の別紙１に変更後の内容を記載して添付すること。

３　経費の配分を変更する場合にあっては、様式第１の別紙２に変更前の金額を上段に（　）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第６（第８条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
中止（廃止）承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第８条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　中止（廃止）を必要とする理由

２　中止（廃止）の予定年月日

３　中止（廃止）までに実施した事業内容

４　中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響

５　中止（廃止）後の措置

注１　規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

２　中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第１の別紙１を使用し記載するとともに、様式第１の別紙２に交付決定額を上段に（　）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第７（第８条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
遅延報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）の遅延について、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第８条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

１　遅延の原因及び内容

２　遅延に係る金額

３　遅延に対して採った措置

４　遅延等が補助事業に及ぼす影響

５　補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注１　規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

2　事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第８（第８条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
遂行状況報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）の遂行状況について、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第８条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂　行　状　況
計			

注　規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第９（第８条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）について、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第８条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（規程第１２条第１項による額の確定額）
金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金　　円

注１　規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
２　別紙として積算の内容を添付すること。

様式第１０（第８条関係）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
取得財産等管理台帳　（平成２８年度）

財　産　名 （備品等名）	規　格	数量	単 価 （円）	金　額 （円）	取　得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第８条第十二号に規定する処分制限額以上の財産を含む、全ての補助対象設備とする。

２　数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

３　取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第１１（第１１条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

申請者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
完了実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）を完了（中止・廃止）しましたので、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第１１条第１項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金　　円（平成　　年　　月　　日付け　号）
（うち消費税及び地方消費税相当額　　円 ）

２　補助事業の実施状況
別紙１　実施報告書のとおり

３　補助金の経費収支実績
別紙２　経費所要額精算調書のとおり

４　補助事業の実施期間
年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

５　添付資料
（１）完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）

（２）写真（工程等が分かるもの）
（３）その他参考資料（領収書等含む。）

注　　規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

別紙１

賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業実施報告書

１．補助事業者等の概要

<table>
<tr><td colspan="3">事業名</td><td colspan="3">賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業</td></tr>
<tr><td rowspan="10">ア．事業者</td><td rowspan="5">①代表者</td><td>事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>所属・役職</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">②窓口担当者</td><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>所属・役職</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td>資格※</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">イ．手続代行者（担当者）</td><td>事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>所属・役職</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td>資格※</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="10">ウ．共同事業者</td><td rowspan="5">①</td><td>会社名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">②</td><td>会社名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>所属</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">E-mail
ｱﾄﾞﾚｽ</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">エ．備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※　建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の知識等を有することを示す資格を持つ場合は記載すること。

注）事業者、共同事業者が個人事業主の場合も、住所、氏名、電話・FAX 番号、E-mail アドレスの記入を必須とします。

２．賃貸住戸に関する事項

申請する賃貸住戸の所在地	〒 都道　　市区 府県　　町村 （最寄り駅：　　）				
建築物の名称	（仮称）○○○○○○○○○○○○○○○○○○				
建築物の階数	地上　　階 地下　　階	賃貸住戸総数	戸	建築物の延べ面積	㎡
建築物の構造（該当する構造に☑する）	□木造（軸組構法）　□鉄骨造　□鉄筋コンクリート造 □木造（枠組壁工法）　□その他（　　）				
建築区分（新築 ・ 改築）		地域区分		年間日射地域区分	
申請の範囲	＊申請対象住戸を住戸タイプ毎に記載。住戸タイプとは、補助対象設備・住戸の外皮性能・一次エネルギー消費量・BEI が同じ住戸群のこと。				

住戸ﾀｲﾌﾟ	住戸番号等								
1	101								
2	102	103							
3	104								
4	201	301							
5	202	203	302	303					
6	204	304							
7	401								
8	402	403							
9	404	502							
10	501	503							

全 10 タイプ、19 戸

※オーナー居住住戸は補助対象外のため、記載しないこと。

①補助率 1/2 の申請住戸数	○戸／１６戸	②補助率 1/3 の申請住戸数	△戸／１６戸

① 住戸タイプ毎の各部位の外皮性能及び一次エネルギー消費量

住戸タイプ	住戸数(戸)	現状値※	設計値			基準値			判定			BELS予定
		BEI	外皮平均熱貫流率 (U_A) W/(㎡K)	冷房期の外皮平均日射熱取得率 (η_A)	一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量 MJ/戸･年	外皮平均熱貫流率 (U_A) W/(㎡K)	冷房期の外皮平均日射熱取得率 (η_A)	一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量 MJ/戸･年	外皮(U_A)及び日射熱取得率 (η_A)	BEI	補助率 1/2又は1/3	(★を入力)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※1 現状値は改築の場合に記載し、記載する値は現状の BEI を記載すること。
※2 各住戸タイプの外皮性能、一次エネルギー消費量等の詳細を個票（別添１）に別途記載する。（注１、注２）
※3 外皮平均熱還流率（UA）及び日射熱取得率（ηA）の判定欄は、基準を満たしていれば、「適合」と記載すること。改築の場合は「-」を記載する。
注１　外皮性能の計算には、住宅・住戸の外皮性能計算プログラム Version 2.1.2（http://envelope.app.lowenergy.jp/）を使用することを推奨する。なお、同内容であれば、独自の様式による計算も可とする。
注２　一次エネルギー消費量の計算には、住宅・住戸の省エネルギー性能判定プログラム　Ver.2.0 または Ver.1.15.3（http://house.app.lowenergy.jp/　または　http://house.classic.lowenergy.jp/　）を使用すること。

② 住戸タイプ毎の補助対象設備導入の有無

※『補助対象』設備の導入がある項目にチェックを入れる。補助対象外の導入設備についてはチェック不要。
『補助対象』設備が補助要件を満たしていることを、住戸タイプ毎に個票（別添２）を記載して示すこと。なお、設備毎の補助要件は、公募要領　別添（補助対象経費の範囲）を参照のこと。

住戸タイプ	開口部	暖冷房（空調）設備	換気設備	給湯設備	照明設備	太陽光発電	蓄電池	太陽熱利用	コージェネレーション	その他の設備
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※住戸タイプ毎の設備仕様を個票（別添２）に別途記載する。

完成写真等	別紙として添付しても可。

３．エネルギー消費性能の表示と、広く一般に周知を図る取組みについて

＊建築物エネルギー消費性能の表示に関する指針告示（建築物省エネ法第７条の省エネ性能表示ガイドライン）を参考とし、賃貸住戸の環境性能を、広く消費者（借主）に対しチラシやインターネット等を利用して効果的にＰＲを行う手法について記載すること。

□当該賃貸住戸の環境性能を、広く消費者（借主）に対し効果的にＰＲ（入居者募集等）を行う。
□入居見込者に対して環境性能を説明する。
□住棟や住戸の入口に、居住者（入居者）以外の者にわかるよう表示する。
□その他（　　）

※いずれかにチェック☑を付けること。（複数選択可）

４．補助対象経費等の額

（1）補助対象経費等

住戸タイプ	補助事業に要する一戸当りの経費			④一戸当りの補助対象経費実支出額 ①+②+③−寄付金 (円/戸)	⑤補助率 (1/2 又は 1/3)	⑥一戸当りの補助対象経費実支出額×補助率 ④×⑤ (円/戸) ※	⑦一戸当りの上限額 (60 万円又は 30 万円) (円/戸)	⑧住戸数 (戸)	⑨住戸タイプ別補助対象経費実支出額 ④×⑧ (円)	⑩住戸タイプ別補助金額 (⑥と⑦の小さい額)×⑧ (円)
	①工事費のうち材料費 (円/戸)	②工事費のうち労務費等 (円/戸)	③事務費 (円/戸)							
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計										

※　千円未満 切り捨て

５．事業の効果

（1）エネルギー消費削減量等
※全申請住戸の合計について記載すること。

⑪基準一次エネルギー消費量 （※別添１⑮に記載した基準一次エネルギー消費量の累計値）	MJ／年
⑫設計一次エネルギー消費量 （※別添１⑯又は⑰に記載した設計一次エネルギー消費量の累計値）	MJ／年
⑬年間一次エネルギー消費削減量　⑪－⑫	MJ／年
年間一次エネルギー消費削減率　　⑬÷⑪×100	％ （小数点第一位まで、二位以下切捨て）
⑭ ⑪基準一次エネルギー消費量をGJ／年に換算　⑪÷1000	GJ／年 （小数点第一位まで、二位以下切上げ）
⑮ ⑫設計一次エネルギー消費量をGJ／年に換算　⑫÷1000	GJ／年 （小数点第一位まで、二位以下切上げ）
ＢＥＩ　　⑮÷⑭	（小数点第二位まで、三位以下切上げ）

（2）ＣＯ２排出削減量及び削減コストに関する内容
①CO2 排出削減量
＊一次エネルギー消費量あたりの排出係数を 0.055kg-CO2/MJ とした、見なし CO2 排出削減量（CO2 排出削減量＝上記年間一次エネルギー消費削減量(MJ/年)×0.055 kg-CO2/MJ）を記載する事。

CO2 排出削減量	t-CO2／年

②CO2 削減コスト
＊CO2 削減量１トンを削減するために必要なコスト（円／t-CO2）について、
イニシャルコスト（補助対象経費（単年度の場合は別紙２の補助対象経費、複数年度事業の場合は複数年全体の補助対象経費）÷（CO2 排出削減量／年×６年））を記入する。

イニシャルコスト	円／t-CO2

６．設備の保守計画

（1）エネルギー使用量等の把握の方法について
＊エネルギー計測や管理の内容についても記載すること。事業完了後３年間のうち、入居がある住戸の少なくとも１年間分の電力、ガス等のエネルギー使用量を可能な限り報告いただきます。

□スマートメーター等を設置し、各住戸の電気、ガス等の使用量を計測する。
□入居者にアンケート等を行い、電気、ガス等の使用量を把握する。
□その他（　　）

※いずれかにチェック☑を付けること。（複数選択可）

（2）設備の保守計画
＊導入する設備の保守計画を記入する。（定期保守、入居者入替時保守等）

注）　記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別添１　（　／　）

申請賃貸住宅の一次エネルギー消費量／削減率の算出（個票）

（Web プログラムに入力・出力した値を記入すること）

※別添１は、住戸タイプ分だけ複製して使用すること。

１．省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果

(1)住戸タイプ名称						
(2)床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	合計		
	㎡	㎡	㎡	㎡		
(3)省エネ地域区分		地域	(4)年間日射地域区分	A		区分
(5)住戸の外皮性能	A.「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（Ver.1.15.3)」を使用する場合					
	外皮熱損失量(q 値)	冷房期日射熱取得量(m_C 値)	暖房期日射熱取得量(m_H 値)			
	W/K	W/(W/㎡)	W/(W/㎡)			
	外皮の平均熱貫流率(U_A)	算定値 / 基準値 W/(㎡ K)	冷房期の平均日射熱取得率(η_A)	算定値 / 基準値		
	B.「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）（Ver.2.0)」を使用する場合					
	外皮総面積	冷房期日射熱取得率（η_{AC}）	暖房期日射熱取得率（η_{AH}）			
	㎡					
	外皮の平均熱貫流率(U_A)	算定値 / 基準値 W/(㎡ K)	冷房期の平均日射熱取得率(η_A)	算定値 / 基準値		
(6)住戸の一次エネルギー消費量		基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量			
	暖房設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	冷房設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	換気設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	給湯設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	照明設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	合計	MJ/(戸・年)　①	MJ/(戸・年)　②			
(7)太陽光発電等による発電量　評価量又は削減量			MJ/(戸・年)　③			
(8) コージェネレーションシステムによる発電量　評価量			MJ/(戸・年)　③'			

２．エネルギー削減量、エネルギー削減率の計算結果

<table>
<tr><td colspan="3">基準エネルギー消費量</td><td>GJ/(戸・年)</td><td>④　：①÷1000（注１</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">省エネ量</td><td>A（基本仕様）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑤　：①－②＋③’</td></tr>
<tr><td>B（太陽光発電）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑥　：③－③’</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑦　：⑤＋⑥</td></tr>
<tr><td rowspan="6">一次エネルギー消費量等の評価結果</td><td rowspan="3">全体としての評価結果</td><td>エネルギー消費量</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑧　：①－⑦</td></tr>
<tr><td>エネルギー消費量</td><td>GJ /(戸・年)</td><td>⑨　：（①－⑦）÷1000（注１</td></tr>
<tr><td>BEI（R）</td><td></td><td>⑩　：⑨÷④（注２</td></tr>
<tr><td rowspan="3">太陽光発電を除く評価結果</td><td>エネルギー消費量</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑪　：①－⑤</td></tr>
<tr><td>エネルギー消費量</td><td>GJ /(戸・年)</td><td>⑫　：（①－⑤）÷1000（注１</td></tr>
<tr><td>BEI（Ro）</td><td></td><td>⑬　：⑫÷④（注２</td></tr>
</table>

※根拠書類として Web プログラムの出力を添付すること（当該住戸タイプに属する全住戸分）

注１　小数点第一位まで、二位以下切上げ

注２　小数点第二位まで、三位以下切上げ

３．当該住戸タイプの合計

<table>
<tr><td colspan="2">当該タイプの戸数</td><td>戸</td><td>⑭</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該タイプの基準エネルギー消費量の合計</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑮　：①×⑭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一次エネルギー消費量等の評価結果の合計</td><td>エネルギー消費量
（全体としての評価結果）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑯　：（①－⑦）×⑭</td></tr>
<tr><td>エネルギー消費量
（太陽光発電を除く評価結果）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑰　：（①－⑤）×⑭</td></tr>
</table>

1’. 改築前の省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果

※改築の場合は以下により、改築前の BEI を算出すること。

(1)住戸タイプ名称						
(2)床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	合計		
	㎡	㎡	㎡	㎡		
(3)省エネ地域区分	地域	(4)年間日射地域区分	A 区分			
(5)住戸の外皮性能	A.「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（Ver.1.15.3）」を使用する場合					
	外皮熱損失量(q 値)	冷房期日射熱取得量(m_C 値)	暖房期日射熱取得量(m_H 値)			
	W/K	W/(W/㎡)	W/(W/㎡)			
	外皮の平均熱貫流率(U_A)	算定値 / 基準値 W/(㎡ K)	冷房期の平均日射熱取得率(η_A)	算定値 / 基準値		
	B.「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）（Ver.2.0）」を使用する場合					
	外皮総面積	冷房期日射熱取得率（η_{AC}）	暖房期日射熱取得率（η_{AH}）			
	㎡					
	外皮の平均熱貫流率(U_A)	算定値 / 基準値 W/(㎡ K)	冷房期の平均日射熱取得率(η_A)	算定値 / 基準値		
(6)住戸の一次エネルギー消費量		基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量			
	暖房設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	冷房設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	換気設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	給湯設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	照明設備	MJ/(戸・年)	MJ/(戸・年)			
	合計	MJ/(戸・年) ①’	MJ/(戸・年) ②’			
(7)太陽光発電等による発電量	評価量又は削減量	MJ/(戸・年) ③’				
(8) コージェネレーションシステムによる発電量	評価量	MJ/(戸・年) ③’’				

2’．改築前のエネルギー削減量、エネルギー削減率の計算結果

<table>
<tr><td colspan="3">基準エネルギー消費量</td><td>GJ/(戸・年)</td><td>④’　：①’÷1000　（注１</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">省エネ量</td><td>A（基本仕様）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑤’　：①’－②’＋③’’</td></tr>
<tr><td>B（太陽光発電）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑥’　：③’－③’’</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑦’　：⑤’＋⑥’</td></tr>
<tr><td rowspan="6">一次エネルギー消費量等の評価結果</td><td rowspan="3">全体としての評価結果</td><td>エネルギー消費量</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑧’　：①’－⑦’</td></tr>
<tr><td>エネルギー消費量</td><td>GJ/(戸・年)</td><td>⑨’　：（①’－⑦’）÷1000（注１</td></tr>
<tr><td>BEI（R）</td><td></td><td>⑩’　：⑨’÷④’（注２</td></tr>
<tr><td rowspan="3">太陽光発電を除く評価結果</td><td>エネルギー消費量</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑪’　：①’－⑤’</td></tr>
<tr><td>エネルギー消費量</td><td>GJ/(戸・年)</td><td>⑫’　：（①’－⑤’）÷1000（注１</td></tr>
<tr><td>BEI（Ro）</td><td></td><td>⑬’　：⑫’÷④’（注２</td></tr>
<tr><td colspan="3">BEI の向上率（※10%以上向上していること）</td><td>%</td><td>：1－（⑬÷⑬’）（注３</td></tr>
</table>

※根拠書類として Web プログラムの出力を添付すること　（当該住戸タイプに属する全住戸分）

注１　小数点第一位まで、二位以下切上げ

注２　小数点第二位まで、三位以下切上げ

注３　小数点第一位まで、二位以下切捨て

3’．改築前の当該住戸タイプの合計

<table>
<tr><td colspan="2">当該住戸タイプの戸数</td><td>戸</td><td>⑭’</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該住戸タイプの基準エネルギー消費量の合計</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑮’　：①’×⑭’</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一次エネルギー消費量等の評価結果の合計</td><td>エネルギー消費量
（全体としての評価結果）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑯’　：（①’－⑦’）×⑭’</td></tr>
<tr><td>エネルギー消費量
（太陽光発電を除く評価結果）</td><td>MJ/(戸・年)</td><td>⑰’　：（①’－⑤’）×⑭’</td></tr>
</table>

別添２　（　／　）

申請賃貸住宅の開口部・導入設備の仕様（個票）

(Web プログラムに入力・出力した値を記入すること)

※別添２は、住戸タイプ分だけ複製して使用すること。

住戸タイプ名称	

１．開口部の仕様

開口部番号･記号	メーカー名	型番（シリーズ名）	建具の仕様	ガラスの仕様	熱貫流率 (W/(㎡K))	日射熱取得率

２．賃貸住宅の設備仕様

①空調設備

Ⅰ-１．ルームエアコン

設置場所	メーカー名	型番	定格冷房能力 (kW)	定格冷房消費電力(W)	エネルギー消費効率の区分。又は省エネ基準達成率
主たる居室					
その他居室					

Ⅰ-２．ヒートポンプ式セントラル空調システム

メーカー名	型番	機能区分	定格能力 (kW)	定格消費電力(W)	COP
		暖房			
		冷房			

Ⅱ．温水式パネルラジエーター・温水式床暖房等　（熱源機のみを記入すること）

種類	メーカー名	型番	定格暖房能力(kW)	定格暖房消費電力(W)	暖房部熱効率(%)	断熱被覆の有無	上面放熱率

注　熱源設備が電気ヒートポンプ式の場合は、定格暖房能力および定格暖房消費電力を記入すること
注　熱源設備が潜熱回収型の場合は、暖房部熱効率を記入すること
注　パネルラジエーター・温水床暖房以外の設備は、種類／メーカー名／型番のみ記入すること

②換気設備（24 時間換気に使用する換気設備のみ記入すること）

種類	メーカー名	型番	台数	顕熱交換効率(%)	消費電力(W)	換気量(㎥/h)	比消費電力 W/(㎥/h)

注　ダクト式換気設備の場合は、顕熱交換率を記入すること（消費電力、換気量、比消費電力は記入不要）
注　壁掛けファンの場合は、消費電力、換気量、比消費電力を記入すること（顕熱交換率は記入不要）

③給湯設備（セット番号があるものは、セット型番を記入すること）

パネルラジエーター又は床暖房と併用の場合は☑をつける	種類	メーカー名	型番
□			
□			
□			

④照明設備

設置場所	メーカー名	型番	PSE マークの有無
主たる居室			
その他居室			
非居室			

⑤太陽光発電システム

Ⅰ．太陽光発電システム

太陽光発電アレイの種類	メーカー名	型番	太陽光電池モジュールのセル実効変換効率(%)

Ⅱ．パワーコンディショナ　(新設する太陽光パネルの公称最大出力が、10kW 以上である場合は記入すること)

メーカー名	型番	定格出力(kW)	台数	定格出力の合計(kW)

Ⅲ．蓄電池

メーカー名	型番	蓄電容量	太陽光発電システムと一体的に使われるか

⑥太陽熱利用システム

メーカー名	型番	蓄熱槽の有無	JISA4112 又は JISA4113 に規定される性能と同等以上の性能の有無

⑦コージェネレーションシステム

Ⅰ．固体高分子形燃料電池・固体酸化形燃料電池

種類	メーカー名	型番	定格運転時の発電効率(%)	定格運転時の総合効率(%)	50%負荷運転時の総合効率(%)

注　「発電効率」、「総合効率」は、低位発熱量基準における値を記入すること

Ⅱ．ガスエンジン・コージェネレーション

メーカー名	型番	発電効率(%)	排熱利用の総合効率(%)

注　「発電効率」、「総合効率」は、低位発熱量基準における値を記入すること

⑧その他の設備

種類	メーカー名	型番	機能

別紙２－１

賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業に要する経費所要額精算調書
(総括表)

１．経費実績額

(1) 総事業費 (契約金額)	(2) 補助対象経費 実支出額合計 (住戸ﾀｲﾌﾟ別個票の合計)	(3) 補助金額合計 (住戸ﾀｲﾌﾟ別個票の合計)	(4) 補助金交付決定額
円	円	円	円
(5) 補助金請求額 (3) と (4) を比較して 少ない方の額	(6) 過不足額 (3) －(5)		
円	円		

２．補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金　額	積　算　内　訳
(記載例) ・タイプ１ 補助対象経費実支出額	○○○	別紙２－２－１ 参照 ・材料費　○○○ ・労務費　○○○ ・ ・
・タイプ２ 補助対象経費実支出額	○○○	別紙２－２－２ 参照 ・材料費　○○○ ・労務費　○○○ ・ ・
・タイプ３ 補助対象経費実支出額	○○○	別紙２－２－３ 参照 ・材料費　○○○ ・労務費　○○○ ・ ・
合　計	円	

購入した主な財産の内訳
(一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のものを含む、補助対象の全ての設備。
個票に記載している場合、総括表での記載は不要。)

名　称	仕様	数量	単　価	金　額	購入時期

注　本調書に、請求書、領収書及びそれらから内訳に記載された金額を説明するための計算書等を添付する。

別紙２－２－●

賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業に要する経費所要額精算調書
（住戸タイプ別個票：　タイプ●）

※別紙２－２は、住戸タイプ分だけ複製して使用すること。

１．経費実績額

(1) 一戸当たりの 補助対象経費	(2) 一戸当たりの 寄付金その他の収入	(3) 一戸当たりの 補助対象経費 実支出額 (1)-(2)	
円	円	円	円
	(6) 補助率 1/2 又は 1/3	(7) 一戸当たりの補助対象 経費実支出額×補助率 (3)×(6) (千円未満切り捨て)	(8) 一戸当りの 上限額 60 万円又は 30 万円
円		円	円
(9) 一戸当りの 補助金額 (7)と(8)を比較して 少ない方の額	(10) 住戸数	(11) 住戸タイプ別 補助対象経費 実支出額 (3)×(10)	(12) 住戸タイプ別 補助金額 (9)×(10)
円	戸	円	円

２．補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金　額	積　算　内　訳
(記載例)		
・開口部		
工事費		
本工事費		
材料費	○○○	材料名（メーカー名・型番）：(単価) × (数量) ＝金額
	○○○	材料名（メーカー名・型番）：(単価) × (数量) ＝金額
労務費	○○○	作業名：(単価) × (数量) ＝金額
直接経費	○○○	・
共通仮設費	○○○	・
現場管理費	○○○	・
一般管理費	○○○	・
付帯工事費	○○○	・
機械器具費	○○○	・
測量及試験費	○○○	・
・空調設備		
・		
・		
・		
・BELS 評価		
事務費		
委託費	○○○	BELS 評価
消耗品費	○○○	BELS 表示　(単価) × (数量) ＝金額
合　計	円	

購入した主な財産の内訳 （一品, 一組又は一式の価格が 50 万円以上のものを含む、補助対象の全ての設備）					
名　　称	仕様	数量	単　価	金　額	購入時期

注　本調書に、請求書、領収書及びそれらから内訳に記載された金額を説明するための計算書等を添付する。

様式第１２（第１１条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
年度終了実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）の平成２８年度における実績について、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第１１条第２項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金　　円（平成　　年　　月　　日付け　号）
（うち消費税及び地方消費税相当額　　円 ）

２　補助事業の実施状況

＊　交付規程第８条第五号の規定に基づき協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

３　補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

別紙

経費所要額実績

（単位：円）

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費支払実績額	(4)補助金受入額	(5)補助事業に要する経費 (1) － (3)	(6)補助金所要額 (2) － (4)

様式第１３（第１２条関係）

第　　号

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
交付額確定通知書

補助事業者

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）については、平成　　年　　月　　日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程（平成２８年４月１１日低炭社協第 2804111 号。以下「交付規程」という。）第１２条第１項の規定により通知する。

記

確　定　額　金　　円

平成　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会　代表理事　吉澤 保幸　　印

（超過交付額が生じた場合）
なお、超過交付となった金　　円については、交付規程第１２条第２項及び第３項の規定により平成　　年　　月　　日までに返還することを命ずる。

様式第１４（第１３条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
精算払請求書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）の精算払を受けたいので、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第１３条第２項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　円

２　請求金額の内訳

（単位：円）

交 付 決 定 額	確　定　額	請　求　額

３　振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

注　規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第１５（第１５条関係）

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事　　吉 澤　保 幸　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）に係る翌年度補助事業開始承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるので、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程第１５条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

１．補助事業の概要
（１）補助事業の名称
（２）補助事業の概要
（３）翌年度における補助事業の概要

２．翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

３．参考資料

様式第１６　（第１６条関係）

番　　号
年　　月　　日

環　境　大　臣　　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

手続代行者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
平成　　年度事業報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）について、平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）第１６条第１項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　事業実施による二酸化炭素排出削減効果等について
平成　　年度二酸化炭素排出削減量（実績）
※別紙とすることも可
※可能な限り賃貸入居後の電力、ガス等のエネルギー使用量を根拠資料として添付すること。

２　ＰＲの手法等について
※別紙とすることも可
※事業完了後、当該賃貸住宅の環境性能を広く消費者（借主）に対してＰＲ（入居者募集等）した方法を報告すること。

注　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。